

坂戸消防署から工事関係者の皆様へ

解体工事前に訓練させていただきませんか？



Q.火災で建物を壊していいの??



A.消防法第29条1項～3項で、人命救助等の必要がある場合は建物等の破壊が認められています!

火災が発生し、、、

建物の中に助けを求める人がいた場合、鍵の掛かった玄関ドアを迅速に開けることが、救助活動の第一歩となります。

そこで、解体予定建物を訓練に活用させていただきませんか？

訓練に活用するのは玄関ドアのみで、訓練内容は回転刃を使用した切断やバール等によるテコを利用した開放を予定しており、1時間程度の訓練となります。

専用・共同住宅、事業所等の建物種別は一切問いません。ご協力いただける場合につきましては、お手数ですが**坂戸・鶴ヶ島消防組合坂戸消防署救助担当**までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※ 訓練中における事故等については、一切ご迷惑をお掛け致しません。騒音等も懸念されますので、バール等の訓練のみに限定するなど、使用可能な資器材の調整を図らせていただければ幸いです。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。



TEL 049-281-3494
坂戸・鶴ヶ島消防組合
坂戸消防署 救助担当